

告示

埼玉県選管告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和六年六月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
新座市東北コミュニティセンター	埼玉県新座市東北二丁目二十八番五号	新座市教育委員会	百五十人
新座市西堀・新堀コミュニティセンター	埼玉県新座市新堀一丁目五番九号	新座市教育委員会	百五十人